

# 尼崎市雇用調整助成金等申請サポート給付金 Q&A

## 1. 給付対象者・給付金について

### Q-1 本給付金の対象となる事業者には制限はありますか？

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する市内に事業所を有する中小企業者および小規模企業者が対象で、みなし法人を含むその他の私法人や個人事業主についても、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同数又はそれ以下の場合は対象となります。

なお、表2に記載の業種は、いずれの場合も対象外としています。

（表1）【中小企業法第2条】

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

（表2）【給付対象外業種】

業種
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 (2) 宗教・政治団体等 (3) みなし大企業 (4) 上記に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

また、令和3年3月31日までに本給付金を受け取られている事業者の方も給付対象外です。ただし、受け取られた額が上限額10万円に満たない事業者の方のみ、2回目の交付申請が可能です。2回目の給付上限額は、10万円から1回目の交付決定金額を差し引いた額です。

**Q-2 みなし大企業は給付金の対象となりますか？**

対象外です。

**【みなし大企業の定義】**

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

**Q-3 尼崎市内又は市外に複数の事業所（支店等）が存在するが、常時使用する従業員数にはそれらの人数も含めますか？**

含めます。法人全体又は個人事業全体としての従業員数を計上してください。

**Q-4 常時使用する従業員数について、パート・アルバイトも含めますか？**

フルタイム勤務の者や雇用期間に定めのない者、一定期間を超えて雇用される者でもその雇用期間の反復更新がある者は基本的に含めます。なお、シフト勤務のパート・アルバイト、日雇い、2ヵ月以内の勤務、4ヵ月以内の季節労働、試用期間中の者については適用除外とします。

**Q-5-1 法人ですが登記上の本社は尼崎市外です。給付対象となりますか？**

登記上の本社が尼崎市外であっても、事業所が市内にあり、かつ同事業所において、緊急対応期間（令和3年1月1日から令和3年4月30日まで）に休業等を実施している場合は給付対象となります。ただし、給付対象経費となるのは、尼崎市内の事業所に係る分に限られます。

**Q-5-2 法人ですが登記上の本社は尼崎市内にあり、本社は休業等を実施していません。休業実施事業所は尼崎市外にあります。給付対象となりますか？**

対象外です。本給付金は尼崎市内の事業所において、緊急対応期間内に休業等を実施した事業者が対象です。尼崎市、尼崎市外の両方に休業等を実施した事業所を有する場合、給付対象経費となるのは、尼崎市内の事業所に係る分に限られます。

**Q-6 個人事業主ですが尼崎市外在住です。給付対象となりますか？**

お住まいが尼崎市外でも、自身が代表として営む事業の事業所（店舗、工場、事務所等）が尼崎市内在れば対象となります。

**Q-7 同一人物がそれぞれ代表を務める法人が尼崎市内に複数存在します。法人ごとに申請できますか？**

法人ごとに申請が可能です。ただし、各法人の休業等を実施した事業所が尼崎市内に存在することが条件となります。

**Q-8 尼崎市内で複数の事業所を展開している場合は、事業所ごとに申請できますか？（例えば、市内に事業所が2つある場合、最大10万円×2事業所＝合計20万円の給付を受けることができますか。）**

できません。1事業者につき1回限りの申請となります。対象事業所ごとに要した経費をまとめて、1事業者として申請いただくことは可能です。

**Q-9 各種私法人も給付対象となりますか？**

医療法人や社会福祉法人、NPO法人などの各種私法人も、該当する業種の常時使用する従業員数をご確認いただき、Q-1記載の表の人数以下の場合は対象となります。なお、自身がどの業種に当てはまるかが不明な場合は別途ご相談ください。

**Q-10 法人格をもたない、いわゆる「みなし法人」も給付対象者となりますか？**

該当する業種の常時使用する従業員数をご確認いただき、Q-1記載の表の人数以下の場合は対象となります。

**Q-11 医師、士業は給付対象者となりますか？**

士業法人は「サービス業」、医師等の医療関係については「その他」とみなし、Q-1記載の表の人数以下の場合は対象となります。

**Q-12 市税を分納しています。給付対象になりますか？**

滞納や延納をされておらず、納期到来分を納付されている場合は対象となります。

**Q-13 法人で市内に事業所が複数あります。法人単位では従業員数が中小企業基本法に定められてる人数を上回りますが、事業所単位では従業員数が中小企業基本法に定められている従業員の数を下回ります。この場合、本給付金の対象となりますか？**

本給付金は、法人単位での申請となりますので、対象にはなりません。法人として「常時使用する従業員の数」が中小企業基本法に定められている人数以下の場合に限り、本給付金の対象となります。

**Q-14 複数の自治体に事務所があり、他の自治体で類似の補助金を受けている場合、本給付金の申請はできますか？**

尼崎市の給付要件を満たす場合は申請可能です。ただし、他自治体で給付対象となった経費については給付対象外となります。

**Q-15 社労士（又は弁護士）と顧問契約を行っています。本給付金の対象になりますか？**

顧問契約を行っている場合も、顧問契約料とは別に発生する雇用調整助成金等の申請に係る経費については、本給付金の対象となります。（顧問契約料は対象外です。）ただし、明細や内訳書等の提出によって、本給付金の対象と明らかにできる場合に限りです。

**Q-16 すでに雇用調整助成金の支給決定を受けており、社労士等へ申請手数料の支払いも終わっています。本給付金の対象となりますか？**

雇用調整助成金の緊急対応期間内（令和3年1月1日から令和3年4月30日まで）に実施した休業等についての支給決定を受けている場合、対象となります。令和2年12月31日以前の休業に対する雇用調整助成金の支給決定を受けている場合は対象となりません。（令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間における休業等に対する本給付金の交付申請は、令和3年2月26日を以って受付を終了いたしました。）

**Q-17 本給付金は給付上限額の10万円に達するまで何回も申請できますか？**

申請は原則1事業者につき1回限りです。社労士又は弁護士に雇用調整助成金の申請を複数回依頼しようとする場合、まとめて本給付金の申請を行ってください。

**Q-18 雇用調整助成金等の申請を行ったが交付不決定として支給されなかった場合、本給付金の対象となりますか？**

対象となりません。本給付金は、雇用調整助成金の支給決定を受けていることが支給要件となります。

**Q-19 雇用調整助成金の申請を行ったが、支給決定はまだ受けていません。本給付金の申請は可能ですか？**

支給決定通知書が届いてから申請を行ってください。本給付金の申請受期間内に支給決定通知書をご提出いただける方が給付の対象となります。

**Q-20 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」や「持続化給付金」、「家賃支援給付金」等の他の給付金の申請代行を依頼した場合は、本給付金の対象となりますか。**

対象外です。本給付金の対象は、「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の申請代行を社労士又は弁護士に依頼した場合に限ります。

**Q-21 雇用調整助成金についての相談や申請書作成等を「行政書士」や「税理士」等に依頼した場合、本給付金は対象となりますか。**

対象外です。本給付金の対象は、「社会保険労務士」又は「弁護士」に依頼した場合に限ります。

**Q-22 社会保険労務士の報酬に係る源泉所得税は対象経費となりますか。**

報酬の一部とみなされるため、対象経費となります。

## 2. 申請方法・必要書類について

### Q-23 申請はどのようにすればよいのでしょうか？

給付金申請書及び誓約書に必要書類（詳細はQ-27）を添えて、下記記載の住所まで、原則郵送によりご提出ください。持参の場合は、出屋敷リベル3階しごと支援課窓口にて受け付けます。

なお、電子メールやオンライン申請は実施しておりません。

【郵送先】 尼崎市役所本庁  
〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 しごと支援課宛

### Q-24 申請から給付までの流れは？

事業者は給付金申請書及び誓約書に必要書類（詳細はQ-27）を添えて提出します。本市は提出された申請書類に誤記や不足がないか確認し、問題なければ受領します。受領後は審査が開始され、給付が妥当であると判断された場合は、交付決定通知書を発行するとともに、指定口座への入金を行います。なお審査の結果、給付すべきでない判断された場合や予算が上限に達した場合には、不交付決定通知書を発行します。その場合、給付金は支払われません。

### Q-25 申請書提出期限は？

令和3年6月30日（水）まで（必着）となります。

### Q-26 申請すればだれでも給付を受けられますか？

対象者や給付の要件については、申請書類を確認・審査します。審査通過後、交付決定通知を発行し給付金を入金します。審査の結果によっては給付されない場合もあります。

### Q-27 申請に必要な書類は？

基本は次の通りです。書類の詳細については「添付書類チェックシート」にも記載してありますのでご確認ください。(1)及び(7)は本市ホームページ等から様式をダウンロードしてください。

- (1) 尼崎雇用調整助成金等申請サポート給付金申請書
- (2) 社会保険労務士又は弁護士に依頼した業務内容及びその金額が確認できる書（契約書及び請求書等の写し）
- (3) 前号の契約に対して、社会保険労務士又は弁護士への支払いを完了したことが確認できる書類（領収書、振込明細等の写し）
- (4) 雇用調整助成金等の支給申請書の写し
- (5) 前号に係る支給決定通知書の写し
- (6) 本給付金を受け取る口座が確認できる書類（通帳等の写し）
- (7) 誓約書
- (8) 履歴事項全部証明書（発行6カ月以内のもの）（法人に限る）
- (9) 代表者本人確認書類（法人以外）
- (10) 市税に滞納がないことの証明書（尼崎市外に本社がある法人、尼崎市外に住民登録のある個人事業主）
- (11) その他市長が必要と認める書類

#### **Q-28 申請書及び誓約書はどこで入手できますか？**

尼崎市ホームページよりダウンロードできます。また、平日9時～17時の間で次の窓口でも配布しています。

- ・しごと支援課（出屋敷リベル3階）
- ・新型コロナウイルス総合サポートセンター（市役所本庁舎南館地下1階）

#### **Q-29 個人事業主ですが、交付申請書及び誓約書に押印する判子は実印が必要ですか？**

実印、三文判等は問いません。ただし~~シャチハタは不可~~となっています。また、申請書部分に押印する判子と、誓約書に捺印する判子は同一のものを使用してください。異なる判子が使用されている場合、書類不備となりますのでお気を付けください。

#### **Q-30 オンライン申請は可能ですか？**

本給付金は郵送での受付のみとなっております。

**Q-3 1 振込先口座に申請者名義と異なる口座を指定することはできますか？（申請代行等を依頼した社労士又は弁護士の口座に直接振り込んでもらうことはできますか？）**

原則、申請者と同一名義（法人にあっては法人用口座、個人にあっては代表者口座）のものでお願いします。また、本給付金は社労士や弁護士への支払いが完了した後に申請いただく制度となっておりますので、社労士や弁護士の口座に直接お振込みすることはできかねます。

**Q-3 2 ネットバンキングのため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？**

金融機関名、支店名、口座カナ名義、口座種別、口座番号が確認できる画面のスクリーンショットなどを印刷してご提出ください。

**Q-3 3 当座預金口座のため、通帳がありません。口座情報が確認できる書類は何を提出すれば良いですか？**

金融機関名、支店名、口座種別、口座カナ名義、口座番号が確認できるもので、金融機関が発行する、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳等の写しをご提出ください。

**Q-3 4 ゆうちょ銀行の振込用支店番号と7桁の口座番号がわかりません。**

通帳2ページ目の下段に記載されています。もしくはインターネットで「ゆうちょ銀行 記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。

**Q-3 5 法人で事業所が複数あり、雇用調整助成金は休業を実施した事業所ごとに申請をしています。尼崎市の本給付金は法人名義で申請するため、雇用調整助成金の支給決定通知書の宛名と本給付金の申請者の住所等が異なります。この場合、両者の関係（本社-支社等）を明らかにする書類は必要ですか？**

会社パンフレットやホームページ等、関係が分かる書類を添付してください。



### 3. その他

#### Q-36 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）とはどのような制度ですか？

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。（厚生労働省 HP から引用）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

令和2年4月1日から令和3年4月30日までは緊急対応期間として特例措置が設けられており、助成率と上限額の引き上げが行われています。

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となっており、その場合は緊急雇用安定助成金によって助成されます。助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。

#### Q-37 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）について詳しく知りたい。

兵庫労働局の助成金デスク（電話 078-221-5440）又はハローワーク尼崎（電話 06-7664-8609）にお問い合わせください。

#### Q-38 尼崎市から社会保険労務士や弁護士を紹介してもらうことはできますか？

本市からご紹介することはできかねます。兵庫県社会保険労務士会様でも個別のご紹介は行っておりませんが、同会のホームページの社会保険労務士会員検索システムにて検索することができます。

兵庫弁護士会様のホームページにおいても同様に、兵庫県弁護士会の会員検索システムにて検索可能です。

#### Q-39 各種書類は、他の補助金などで以前に尼崎市に提出のある場合でも再度提出は必要ですか？

必要です。

**Q-40 運転免許証の裏面は何も記載がなくても提出は必要ですか？**

必要です。

**Q-41 市税に滞納がないことの証明書とは何ですか？**

各自治体にて発行しておりますので、法人の場合は登記上の本社のある自治体、個人事業主の場合は住民登録のある自治体の税務関係の窓口にお問い合わせください。

尼崎市に登記上の本社のある法人および尼崎市に住民登録のある個人事業主については、納税状況の照会を行いますので、ご提出は不要です。

**Q-42 本給付金は課税対象ですか？**

課税対象です。